



# 東大和市 国保だより

被保険者数と世帯(令和2年3月31日現在)  
被保険者数 18,493人  
世帯数 12,074世帯  
\*\*\*\*\*  
令和2年6月発行  
編集/発行 東大和市民部保険年金課  
〒207-8585 東大和中央3丁目930番地  
電話 代表 042-563-2111  
内線 1023,1024,1029,1030

日本では、皆様が安心して医療を受けられるように、全ての人がいずれかの公的医療保険(健康保険等)に加入することとなっています(国民皆保険制度)。

その中で、国民健康保険(国保)は、他の健康保険等に加入されていないすべての住民が被保険者(加入者)となります。

現在は国保以外の健康保険等に加入されている方も、会社の退職等により加入する場合がある国民健康保険。皆様に関わり深い大切な制度ですので、「国保だより」で制度の内容やお知らせ等について、お伝えしていきます。

## 注目情報

### 2面

なぜ税率を上げているの？  
財政健全化の必要性

### 3面

ジェネリック医薬品の利用率  
上昇中！お薬代が約1億円  
削減！

### 4面

傷病手当金を支給します  
(新型コロナウイルス感染症対策)

## 令和2年度の国民健康保険税の税率等を改定しました。

財政の健全化を進めるため、令和2年度の国民健康保険税の税率等を改定しました。

- ・所得割：前年1年間の所得を基に算定します。
- ・均等割：加入者1人について、課税されます。

		平成31年度	令和2年度	標準保険料率※
医療分	所得割	6.28%	6.57%	6.49%
	均等割	29,700円	31,700円	37,880円
	課税限度額	61万円	63万円	-
後期高齢者 支援金分	所得割	1.91%	2.05%	2.32%
	均等割	9,200円	10,100円	13,328円
	課税限度額	19万円	19万円	-
介護納付金分	所得割	1.93%	1.93%	2.04%
	均等割	10,800円	11,000円	14,999円
	課税限度額	16万円	17万円	-

### ※標準保険料率

国民健康保険を安定的な運営とするために本来必要な税率を、東京都が算出したものです。

算出に当たっては、市区町村ごとの医療費水準や所得水準などが加味されます。

市区町村は、この率を参考に税率を決定します。

## 所得の低い方への配慮をしています

東大和市では、国民健康保険税の算定に当たって、所得の低い方へ次のような配慮を行っています。

- ◇一定基準の所得に満たない世帯については、均等割の保険税を減額しています。(申請は不要です)  
※減額の対象となる世帯が前年度よりも拡充されました。
- ◇均等割の税率を、近隣の自治体よりも低く設定しています。

## 多子世帯への負担軽減をしています

東大和市では、多子世帯への国民健康保険税の負担を軽減するため、18歳以下(高校生世代以下)の加入者が3人以上いる場合、3人目以降の均等割を無料化しています。(申請は不要です)

※18歳以下であっても納税義務者及びその配偶者の場合は、3人目以降には含まれません。



## 収入が減少等された国保加入者への国民健康保険税減免措置 (新型コロナウイルス感染症対策)

東大和市の国保では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少等された加入者を対象に、国民健康保険税の減免制度を設けています。

減免の割合は、前年の世帯の所得状況によって変わってきます。対象世帯の概要は右表のとおりです。

また、減免のほかにも、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入に相当な減少があった方に対する、国民健康保険税の徴収の猶予も行っています。

いずれの制度につきましても、申請が必要です。

詳細は、市のホームページまたは納税通知書に同封するチラシをご確認ください。

なお、令和2年度の納税通知書は、7月中旬に発送を予定しています。



### 【減免制度の概要】

対象世帯	新型コロナウイルス感染症により、次のいずれかに該当する世帯 ①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②令和2年中の主たる生計維持者について、次の3点すべてを満たしている世帯 ・事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入)のいずれかの減少が前年比3割以上見込まれる ・前年の合計所得金額が1,000万円以下 ・減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得が400万円以下
対象となる保険税	令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限に係る保険税

# 東大和市は国民健康保険の財政健全化に取り組んでいます

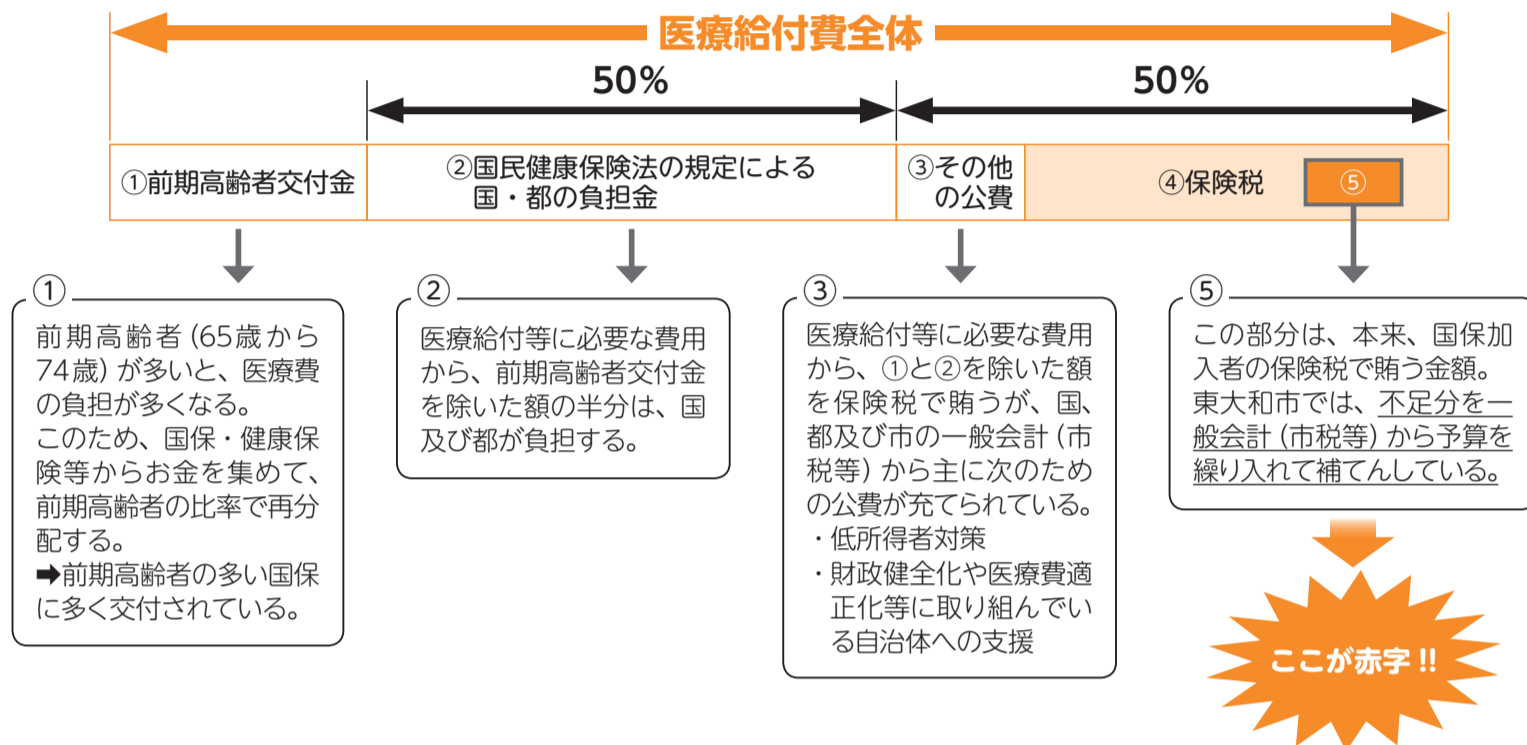
## 財政の健全化とは

国民健康保険（国保）は、加入者の病気や負傷等に対して医療給付等（医療費や出産育児一時金・葬祭費の支払い等）を行います。医療給付等に必要の費用の財源構成のイメージは下図のとおりです。図の網掛け部分は、保険税にて充てるべきところです。

しかし、東大和市では、現行の保険税率等による保険税額だけでは、費用が賅えず赤字となっています。この赤字を補てんするため、一般会計（市税等）からお金を繰り入れています。

国保を安定的に運営するために、この赤字補てんのための繰入れを解消することが、財政の健全化です。

### 医療給付等に係る財源構成のイメージ



## 健全化はなぜ必要なの？

国保加入者の皆様が安心して医療を受けていくためには、赤字の無い安定的な財政運営が必要となります。赤字部分を一般会計から補てんして運営することは、次のような点からも、解消が望まれます。

### ①給付と負担の不均衡

保険の仕組みでは、本来、医療給付等に応じた保険料（税）負担が求められます。国保加入者の保険税は、赤字補てんのための繰入れによって、必要とされる額よりも低い負担となっており、医療給付等に応じた負担ではなくなっています。

### ②保険料の2重負担

本来、国保加入者が負担すべき保険税の一部を、市民の皆様が市に支払っている市税等を繰り入れて補てんしていることは、国保以外の健康保険等加入者からすると、自身の健康保険料に加えて国保の保険税を間接的に負担していることとなります。

## なぜ今、健全化を進めているの？

国保は、制度の安定的な運営を目指すために、平成30年度に制度改革がありました。新しい制度では、収納率の向上や医療費の適正化を推進して、都道府県内の保険料（税）の水準を揃えることを目指しています。

これにあわせ、国保は、国から毎年度3,400億円以上の財政支援を受けています。このため、国保加入者も応分の負担が求められています。



3,400億円の財源の一部は、比較的給与水準の高い健康保険の加入者の負担を増やしたことで生まれたお金を活用。

## 市の健全化の実施状況

東大和市では、平成30年度から令和5年度までの6年間での赤字解消を目指し、次の取組を実施しています。

### 【赤字解消への取組】

- ① 収納率の向上による歳入の増加
- ② 医療費適正化のための各種保健事業（詳細は3面）
- ③ 保険税率等の改定

### 注目!!

①、②の実施が認められ、国や都から約8,000万円の公費交付による保険税抑制!!（令和2年度当初予算）

### 【予算ベースでの赤字解消の状況】

平成30年度  
当初予算時 約5億8,059万円

令和2年度  
当初予算 約2億6,825万円

約3億1千万円  
赤字解消!!

赤字解消により国保に繰り入れなくなった予算は、子育て支援や高齢者福祉等広く市民の皆様のために役立っています。





# 健やかな毎日をおくれるように、保健事業をご利用ください。

国保加入者を対象に、診療報酬明細書（レセプト）データ及び特定健康診査の結果を活用した保健事業を実施しています。そのうちのいくつかをご紹介します。

## 糖尿病等の重症化を予防

生活習慣を起因とした糖尿病が発生し重症化すると、人工透析へ移行することになります。

人工透析は週に2から3回程度通院し、数時間の措置が必要になります。また、糖尿病が重症化すると合併症発生のリスクが増加し、生活の質の低下を招きます。

### 〈市の取組〉

- △国保加入者で、生活習慣を起因とした糖尿病等の治療をしている方の中から、対象の方に糖尿病等重症化予防プログラムの案内を送付しています。
- △プログラムでは、生活習慣改善のための計画を作成し、保健師等が食事や運動などの支援を行います。

人工透析は一人当たり年間500万円の医療費がかかると言われています。

糖尿病等重症化予防プログラムに参加することで、人工透析への移行を防げた場合、この金額が抑制されることとなります。

平成31年度は14名の方がプログラムを終了し、半数近くの方が糖尿病の検査値改善につながりました。

## ジェネリック医薬品の利用でお薬代を節約

### ジェネリック医薬品（後発医薬品）

- 先発医薬品（新薬）と同一成分（同一効能、効果）
- 開発コストが少ないので、新薬よりも安価



利用することでお薬代が節約できます！！

### 〈市の取組〉

- △国保加入者で、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額の削減が見込まれる方に通知を送付しています。
- △保険証の交付時に「ジェネリック医薬品希望シール」を交付しています。

### 伸ばそう健康寿命

## 低栄養防止等フレイル対策



### フレイルって何？

「健康」と「要介護」の中間で、身体的機能の低下が見られる状態のことです。フレイルの状態に至り、その状態を放置していると、食欲の低下による低栄養や筋力低下による身体的機能の低下が続いていき、要介護状態となるリスクが高まります。

フレイルは、早く対応することで健康な状態を取り戻すことも可能です。

### 〈市の取組〉

- △低栄養による疾患の治療を中断している国保加入者に、低栄養やフレイルの危険性をお知らせする通知を送付し、必要な治療を受け、フレイルを防止することを促しています。

## 人間ドック・脳ドックの受診料が助成されます。

人間ドック又は脳ドックを受診すると、受診料の一部（最大23,000円）が助成されます。

助成を受けられる回数は、人間ドックと脳ドックを合わせて、年度1回までです。

疾病の早期発見・予防のために定期的な受診を！！

### 【対象者】

- ・40歳以上の国保加入者

### 【該当要件】

- ・国民健康保険税の滞納がないこと。
- ・申請が受診後1年以内であること。等

### 【申請に必要なもの】

- ・人間ドックまたは脳ドックが明記された領収書
- ・国保被保険者証
- ・印鑑（自動浸透印不可）
- ・振込先のわかるもの（世帯主名義の口座）



### 男性死因の8位

## 慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策

### COPDって何？

主に長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患です。咳、痰、息切れ等の症状があり、ゆっくりと呼吸の障害が進行する疾患です。あまり知られていないので、医療機関にかからないまま重症化することがあります。

この疾患による死亡者数は増加傾向で、日本人（男性）の死因の8位に位置しています。



### 〈市の取組〉

- △喫煙習慣のある国保加入者に、この疾患の存在や健康に及ぼすリスクをお知らせする通知を送付し、喫煙習慣の見直しを促しています。

2年間でのべ120人以上の方が利用！！

## 東大和市 Rond みんなの体育館無料体験

運動習慣のきっかけづくりに、東大和市 Rond みんなの体育館のトレーニング室の利用や、健康体操等の当日参加型教室を無料で体験できます。

### 【対象者】

令和2年度中に特定健康診査や人間ドック・脳ドックを受診された、または特定保健指導を利用された国保加入者

※一緒に来られたご友人やご家族も1名様に限り無料で体験利用ができます。

【期 限】令和3年3月31日

### ◎運動は苦手という方は

上記の無料体験利用に代えて、「お薬カレンダー」を選ぶこともできます。

詳細は、特定健康診査の受診券や人間ドック・脳ドックの受診料助成の決定通知に同封等しているチラシまたは市のホームページをご確認ください。



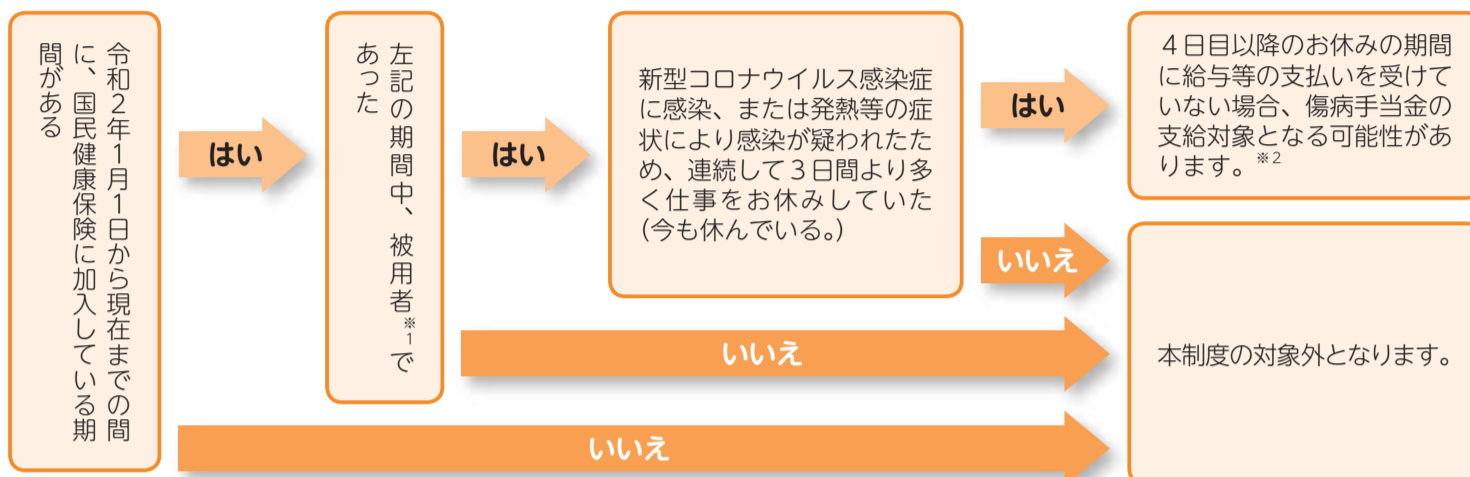
# 傷病手当金の支給について(新型コロナウイルス感染症対策)

市では、国保に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染された方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方が、療養のためにお仕事を休んだ場合、傷病手当金の支給を行うこととしました。支給の目安はフローチャートをご確認ください。



支給を受けるには、申請が必要です。申請方法や必要書類等、詳細につきましては、必ずはじめに市のホームページをご確認いただくか、電話でお問合せください。

なお、支給要件の確認や支給額の決定等については、原則、事業主の証明や医療機関の意見書(受診した場合)が必要となります。



※1 事業主に雇用され給与等が支払われている方

※2 給与等の全部又は一部の支給を受けている場合は、対象となりません。ただし、その給与等の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

(注) 原則、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で療養のために就労できない期間を対象とします。

## 特定健康診査を受診しましょう

特定健康診査は、糖尿病や高血圧症、脂質異常症と言った生活習慣病の兆しを早期に発見するための検査です。

身体測定や血圧測定のほか、血液検査などを行い、自分では気づくことのできない生活習慣病のリスクをチェックします。

生活習慣病の多くは、気づかないうちに進行し、自覚症状が出たときは重症化してしまいます。特定健康診査の対象となる国保加入者には、個別に案内を送付いたします。毎年の特定健康診査で生活習慣病のリスクをチェックし、早期発見・早期治療を行いましょう。

## 国民健康保険に加入するとき・脱退するときの手続き

職場の健康保険等に加入・脱退した時や、転入・転出・出生等の世帯の異動がある時などは、国民健康保険に加入・脱退する手続きが必要です。原則、14日以内に保険年金課に届け出てください。

加入手続きが遅れた場合でも、加入日は前の保険の脱退日となり、保険税もその日から算出します。

手続きに必要な書類は市のホームページでご確認いただくか、保険年金課にお問合せください。



\*職場の健康保険等に加入された情報は市に提供されません。必ず、国民健康保険の脱退の手続きをしてください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での手続きをお願いします。

\*保険年金課は、土曜日の午前8時半～正午まで土曜窓口を実施しています(祝日及び年末年始を除く)。なお、業務によっては、平日と同様に取り扱いえないものもあります。



日本では、皆様が安心して医療を受けられるように、全ての人がいずれかの健康保険等に加入することになっています。健康保険等は、加入者がその所得等に応じて保険料を負担し合うことで、病気やけがになった場合の医療費負担等を支え合う制度です。

原則として、国保以外の健康保険等に加入していない方は、国保への加入が必要となります。お手続き忘れの無いようご注意ください。

## 国民健康保険税の納付は口座振替でお願いします!

国民健康保険税の納付は、現金(保険税)を持ち歩く必要がなくて「安心」、納め忘れもなくて「確実」、納付の度に金融機関等へ出向く手間が省け、一度のお申込みで、毎年継続して引き落としができ、たいへん「便利」な口座振替による納付をお願いしております。

**お問合せ先** 東大和市役所市民部保険年金課 電話 042-563-2111 内線 1023、1024、1029、1030